

## 覚書

東御市長 花岡利夫（以下「甲」という。）と信州ウッドパワー株式会社 代表取締役 陰山恭男（以下「乙」という。）とは、東御市環境をよくする条例（平成 16 年東御市条例第 125 号）第 43 条の規定により平成 30 年 11 月 19 日に締結した協定書第 2 条の「環境保全に万全を期さなければならない」について、以下項目について確認したので、ここに覚書を締結する。なお、下記事項は必要に応じ見直しを行えるものとする。

### 記

- 1 乙は、木質バイオマス燃料の木材の調達は、国有林においては、東信森林管理署管内、民有林等においては、東信地域の各森林組合等や素材生産者が森林經營計画及び伐採届等に基づく間伐材由来や松くい虫被害材を含む未利用材のみとする。また、木材の放射性セシウムに対し別表 1 に定める措置を講じ、記録を行い、甲に報告し、甲の判断にて結果を公表する。
- 2 乙は、搬入する材の出材場所及びバイオマス証明を明らかにするため、トレーサビリティーシステムにより記録を行い、甲は必要に応じて内容確認できるものとする。
- 3 乙は、松くい虫被害材の使用について、森林内からの搬出は、新たに伐採等伐り出したものに限り、過去にくん蒸処理を施した材は受入規格から除外する。
- 4 乙は、焼却灰について、法と長野県公害関係基準に準拠し別表 1 に定める措置を講じ、記録を行い、甲に報告し、甲の判断にて結果を公表する。
- 5 乙は、排煙について大気汚染防止法における排出基準値以内に抑える計画とし、法と条例に準拠し別表 2 に定める措置を講じ、記録を行い、必要に応じて甲に報告する。また、排出基準値を超える恐れが生じた場合は必要な措置を直ちに講じ、状況判断により稼働を一旦停止し更なる対策措置を講じてから再開する。
- 6 乙は、施設で使用する水は上水道とし、地下水を直接くみ上げて使用しない。また、排出水の性質を水質汚濁防止法における排出基準値以下に抑える計画とし、計画に基づいた運用にて別表 3 に定める措置を講じ、必要に応じて甲に報告する。
- 7 乙は、乙に木材を納入する林業事業者に対し、地域の良好な生活環境の保全について、積極的に指導をおこなうこと。

8 甲及び乙は、市民から環境汚染に関する問題が提起された場合は、甲乙協議を行い誠意をもつて適切な対応に努める。また事業に起因した損害が発生した場合は、法と条例に則り対処する。

9 甲及び乙は、市民に対し、法と条例等に則り情報提供を行う。

以上この覚書の締結の証として本書2通を作成し、各自各1通を所有する。

令和2年 5月 26日

(甲) 住所 長野県東御市県 281 番地 1  
氏名 長野県東御市長 花 岡 利



(乙) 住所 長野県東御市羽毛山字五輪立 519 番地 1  
信州ウッドパワー株式会社  
氏名 代表取締役 陰 山 恭



別表第1（条例第7条、8条関係）  
木質バイオマス燃料に係る放射能対応措置

項目	措置
木質バイオマス燃料	<p>(1) 平成23年11月11日付文部科学省報道発表のモニタリング測定結果にて「長野県でセシウム137の沈着量が認められた」とされる地域から伐り出し搬入された材については、その区分毎に代表木の放射線による表面線量率を測定する。</p> <p>判定基準は、同沈着が認められていない東御市内の周辺立木の表面線量率とおおむね同程度となる <math>0.04 \mu \text{Sv/h}</math> とし、超過したものは専用区域で分別保管して適正に管理し、必要に応じて甲保有の放射能測定機等を用いて測定する。</p> <p>測定値が判定基準値以下であれば、その区分地から搬入される材の以降の測定を、甲乙協議の上、終了する。</p> <p>(2) プラントによる影響がない事の確認として敷地境界における空間放射線量率を測定する。</p> <p>判定基準は、ICRPに準拠した <math>0.11 \mu \text{Sv/h}</math> とし、測定値が超過した場合は速やかに甲に報告すると共に適正に対処する。</p> <p>測定は1カ月に1回とし、測定値が判定基準値を超える可能性がないと判断されたら、甲乙協議の上、以降の測定は終了する。</p>
焼却灰	<p>(1) 国や長野県が指定する放射能に係る基準等を遵守する。加えて焼却灰の表面線量率を測定し、換算による放射能濃度にて管理する。換算は放射能濃度を別途測定して得られた換算係数にて行う。焼却灰は専用の倉庫・容器にて保管し、法に基づき適正に処理または再利用する。</p> <p>上記測定値が、長野県環境部「一般廃棄物処理施設における放射性物質のモニタリングについて」に準拠した <math>500 \text{Bq/kg}</math> を超過した場合は速やかに甲に報告し、また必要に応じて放射能濃度を測定する。</p> <p>測定は1カ月に1回とし、基準を超える可能性がないと判断されたら、甲乙協議の上、以降の測定は終了する。</p>

別表第2(条例第7条、8条関係)

## 大気汚染防止対策に係る措置

項目		措置	備考	測定間隔
ばい煙	ばいじん	0.30g/m <sup>3</sup> N 以下 とする。	(O <sub>2</sub> =6% 換算値)	1年に2回以上
	硫黄酸化物	相当K値 17.5 以下 とする。		—
	窒素酸化物	350ppm 以下 とする。	(O <sub>2</sub> =6% 換算値)	1年に2回以上
粉じん	原動機の定格出力 が 15kw 以上の碎 木機、チッパー	粉じんが飛散しにくい構造の構築物 内に設置されていること。		—

別表第3(条例第7条、8条、19条関係)

## 水質汚濁防止対策に係る措置

項目		措置
排水	工場排水	工場から排出される排水は、環境省令が定める一律排水基準及び東御市公共下水道条例排除基準値以下とし、乙による必要項目の測定により基準値を超える物質が検出された場合は、協定書8条により、速やかに対応する。